

令和8年度しんち魅力体感・発信事業公募型プロポーザル募集要領

※本プロポーザルは、令和8年度「福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）」の交付決定を前提として実施するものです。当該交付金が決定されない場合、または減額等により事業の実施が困難となった場合は、本プロポーザルを中止し、契約は行いません。なお、それに伴う提案書作成等に係る費用は応募者の負担とします。

1 目的

この要領は、しんち魅力体感・発信事業において、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により業務委託者を募集する際の手続きについて、必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

(1) 業務名 しんち魅力体感・発信事業業務

(2) 業務内容

県外（特に仙台圏等）の潜在来訪者に対し、新地町の認知度・イメージ等を調査により把握し、その結果に基づく県外向け観光PR戦略を策定する。あわせて、SNS等を活用し、新地町の地域の魅力（自然・体験・食・人）及び復興の今を継続的に発信することで、来訪前段階の不安・誤解を低減し、認知拡大と来訪意欲向上を図る。

さらに、主要な観光資源である鹿狼山及び海釣り公園を活用した体験イベントを実施し、県外来訪者が「安心」と「魅力」を体感できる機会を創出する。イベントを安全かつ円滑に運営するためのガイド等の研修もを行い、体験品質の確保と参加者満足度の向上を図ることで、将来的な誘客拡大とファン形成につなげることを目的とする。

(3) 履行期限 委託業務締結の日から令和9年3月12日まで

(4) 業務の規模

本業務の参考業務規模は、上限27,170,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。また、複数の者がグループを構成し、共同提案することも可とするが、この場合は代表する者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の者の参加資格についても同様に扱う。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 8 年度新地町入札参加資格者の場合、公募開始日から契約締結日までの間に、工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和 63 年 12 月 25 日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (4) 新地町の締結する契約等に係る暴力団等排除措置要綱（平成 22 年 6 月 1 日制定）の規定に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと、又は同要綱に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 当該業務の円滑かつ適正な遂行が可能な実施体制及び安定的な財務基盤を有すること。
- (6) 納税の義務を適切に履行していること等、各種法令の規定に違反していないこと。
- (7) 以下に該当する者が役員でないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられている者
- (8) 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定によるもの）でない者。
- (9) 営業に関し許可又は認可を必要とする場合において、これを得ていること。

4 業務仕様

委託仕様書のとおり

5 事務局

新地町役場産業振興課商工観光係

〒979-2792 新地町谷地小屋字樋掛田 30

電話 0244-62-2194 FAX 0244-62-4043

電子メール kanko@town.shinchi.lg.jp

6 質問事項の受付

(1) 受付期間

令和8年4月22日(水)午後5時まで

(2) 受付方法

質問書(様式4)に記入のうえ、郵送、持参、電子メール又はFAXにより提出すること。※郵送の場合は提出期限内必着とする。

電子メール又はFAXの送信後は必ず電話で担当宛に着信確認をすること。なお、電話による質問の受付は行わない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、町ホームページで公開する。

7 応募の手続き

(1) 提出書類

提出書類の様式、提出部数及び提出期限は、別紙「提出書類一覧表」のとおり。また、町が必要と認めるときは、追加資料の提出を求める場合がある。

(2) 企画提案書(様式5及び別紙(様式任意))

次の項目について、内容及び考え方が含まれたものを文書または図等で簡潔・明瞭に表現すること。

〈内容〉

①業務の全体スケジュール

②業務の企画内容(仕様書参照)

③業務結果の報告・効果の検証方法

(3) 事業経費積算書(様式任意)

本事業に要する経費について、各業務及び提案内容に基づき、適正に積算すること。

(4) 業務の総括責任者・従事予定者一覧表(様式6)

本プロポーザル参加者がグループで申し込む場合は、グループを構成する団体が業務の実施上果たす役割をそれぞれ明らかにすること。

(5) 業務実績表(様式7)

委託業務と類似の事業の受注実績(5件以内)について、業務名、委託者名、契約金額、実施年度、業務の概要を記載すること。

8 各種書類の受付

(1) 提出方法

提出書類は、持参または郵送により提出し、郵送の場合は提出期限内必

着とする。(電子メール及びFAXによる提出は不可)

(2) 提出期限

- ① 参加表明書等 令和8年5月1日(金)午後3時まで
- ② 企画提案書等 令和8年5月20日(水)午後3時まで

(3) 提出先

上記5に同じ

9 提案書等の取扱い

提出された提案書等の取扱いは、次の各号によるものとする。

- (1) 提出された提案書等は返却しない。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (4) 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることができるものとする。
- (5) 提出された提案書は、原則として非開示とするが、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある。なお、開示する際は、提案書の写しを作成し使用することができるものとする。

10 プロポーザルの審査に関する事項

次の各号の定めるところにより選定する。

(1) 審査方法

契約候補者の選定は、企画プロポーザル審査会において、企画提案書の内容を下記「(3) 審査基準」及び「(4) 契約候補者の選定」に基づき選定する。なお、審査に当たり、企画提案書を提出した者によるプレゼンテーションを実施する。

(2) 審査会の実施

- ① 開催日
令和8年5月下旬
- ② 場所
新地町役場
- ③ プレゼンテーションの所要時間
30分以内の説明と20分程度の質疑を実施する。
- ④ その他
 - ・詳細(審査日時等)については、後日連絡する。
 - ・プレゼンテーションの進行は企画提案者が行うこととし、出席人数は1事業者につき4名以内とする。

- ・プレゼンテーションは事前に提出した企画提案書に基づく説明を基本とし、新たな資料の追加等を行わないこと。

※審査会の実施方法について変更があった場合、別途、企画提案者へ通知する。

(3) 審査基準

項 目		配 点
1 業務遂行能力等		
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を実施する上で十分な体制であるか ・SNS 等のリスク管理や体験イベントにおける安全管理体制が適切に構築されているか 	10
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・進行管理体制は適切か ・業務完了に至るまでの計画が明確に説明されているか 	10
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務と類似の業務の受注実績若しくは特筆すべき業務成果があるか 	10
2 企画提案内容		
実施方針（業務理解）	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の目的や業務内容を理解しているか ・本町の現状（課題等）を的確に把握し、意欲的な提案となっているか 	15
企画提案（実現性）	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的で実現性の高い提案となっているか ・県外から集客するための手法が説明され、有効な提案であるか ・体験イベントが安全かつ円滑に実施できる計画であり、ガイド等の研修計画等が実現可能か 	15
企画提案（企画性）	<ul style="list-style-type: none"> ・調査手法や分析内容が適切であり、効果的な県外向け PR 戦略の策定に結びつく提案となっているか ・SNS 運用やインフルエンサー・マスメディアを活用した情報発信がターゲット層の来訪意欲向上に効果的か ・分析、検証方法が明確であり、成果を踏まえて今後の活動に繋がるものであるか 	25
企画提案（経済性）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業経費は適切であるか ・委託上限額に対する価格の優位性はあるか 	10
企画提案（独創性）	<ul style="list-style-type: none"> ・有効かつ独自の視点に立った提案がされているか 	5
合 計		100

(4) 契約候補者の選定

各提案者から提出された企画提案書等を審査基準に基づき審査し、総合的な評価が最も高い提案者を契約候補者として選定する。なお、提案者が1者の場合であっても、当該審査は実施することとし、審査における最低点（評価点の6割）以上の評価点を得た場合は、その提案者を契約候補者として選定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果については、採用、不採用に関わらず、後日書面により通知する。なお、審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切認めない。

11 業務の契約

審査会により選定された契約候補者と仕様書等の協議及び新地町財務規則に基づき契約交渉を行い、その者との協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議する。

12 その他の留意事項

- (1) 提案書に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約解除、違約金などの措置を行う場合がある。
- (2) 採用された提案書等及び事業の成果品の著作権は、新地町に帰属する。
- (3) 業務契約を締結し、その遂行にあたって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律等の規定を遵守すること。

13 問い合わせ先

上記5に同じ